

令和2年11月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和2年11月10日(火) 午前 9時30分から 10時05分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
3番 町田 玉江
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
9番 池野 保
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

10番 新舟 進
14番 藤田 博史

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久
上席主事 山本 英俊

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め11番長尾忠君、13番佐藤正職君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第37号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第58号 取消願いの報告についてまでの、計6件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第37号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
伝法地区28番、29番については関連がありますので、一括審議といたします。事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ伝法地区28番、29番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 場所は大淵街道を上がっていきまして、東名高速道路をこえたあたりを西に行った、東名富士クリニックの少し上の方にあります。代理人の行政書士から事前に図面をもらって現地を確認したところ、耕作管理をしやすくするため、農地の形を整えるとのことでしたので、きれいにやっていたかと思えます。なんら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 伝法地区28番、29番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
伝法地区28番、29番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、北部地区30番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ北部地区30番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局	<p>担当する藤田委員が本日欠席されておりますので、昨日藤田委員より連絡のあった内容を事務局より報告させていただきます。</p> <p>申請地は主要地方道富士裾野線を北に向かって進み、主要地方道富士富士宮由比線と交差するところから少し北に行くと今宮3号配水池があるのですが、そこから北東に約400mほどのところにあります。現地を確認したところ、畑としてきれいに管理されておりました。今年の1月に同一の譲渡人、譲受人の間で農地法第3条が許可されており、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	<p>本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>北部地区30番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。</p> <p>北部地区30番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p> <p>以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案6ページの議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。</p> <p>大淵地区25番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区25番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>場所は、以前中野の営農型太陽光発電事業で現地確認を行ったところから200mほど北のところにあります。譲受人は大淵地区で公共事業など幅広く扱っている建設会社を営んでいる方です。申請地に隣接する伝法沢川で数年前から護岸工事をその会社で行っており、市から発注されたその工事のために資材置場や進入路にしたいということで7ヶ月間の一時転用を行いたいとのことです。公共事業のための一時転用で、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	<p>本案件は、農用地区域内の農地(青地)です。通常であれば青地の中での農地転用は原則不許可なのですが、本案件は、7ヶ月で農地への復旧を行う一時的な転用であり、これについては転用の基準の中で例外として認められているものがあります。したがって、許可要件をすべて満たすと考えます。</p>

会長	<p>大淵地区25番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区25番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に、大淵地区26番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区26番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地は主要地方道富士白糸滝公園線の総合運動公園入口の信号機から北東に100mほどのところにあります。以前に競売のための適格者証明の審議を行った手前部分です。譲受人はそのときの競売で落札した人で、申請の通り貸住宅として整備していたところ、通路の曲がり角の三角形の部分が他人名義であることが判明したため、今回の申請となったとのことです。行政書士に確認したところ、譲渡人は先代の時点で売買を行って代金も受け取っていることから、贈与による所有権移転を行うとのことです。現地を確認したところ、境界の壁や通路がしっかりとできており、周辺も住宅地に囲まれていることから、農地としての利用には向かない場所であり問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>大淵地区26番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区26番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に、大淵地区27番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大淵地区27番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	<p>申請地は中野の交差点から北西に800mくらいのとこのところにあります。譲渡人は先々月に今回の申請地の少し北側部分で3条許可を受けた譲渡人と同じ人です。譲受人は申請地のすぐ北側にお住まいの方です。現地を確認したところ、車一台分の幅の細い畑で、手前が駐車スペース、奥が家庭菜園になっていました。以前から譲受人が使用していたそうですが、正式に所有権を移転して駐車スペースとして使用したいとのこと。周辺農地への影響も無いようですので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>次に、事務局から補足説明願います。</p>
事務局	<p>本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。</p>
会長	<p>大淵地区27番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区27番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。</p>
会長	<p>次に、議案7ページの議第39号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 鷹岡地区6番について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局議案7ページ鷹岡地区6番 朗読)</p>
会長	<p>それでは、担当委員より説明をお願いします。</p>
委員(報告者)	<p>申請地は富士西公園から新東名高速道路の側道沿いに東に200mくらい行った少し北側のところにあります。現地を確認したところ、スギやヒノキが植えられており、かなりの大きさになっていました。申請地の北側も雑木林であり、その木が申請地にかかるようになってしまっているため、復元したとしても利用するのが難しいと思われる。周辺も利用されている農地がほとんどなく、影響は無いようですので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
会長	<p>鷹岡地区6番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区6番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>

会長	次に、大淵地区7番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区7番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は下村製作所から道沿いに400m北に進んだところの西側で、道をはさんだ反対側は使わなくなった堆肥舎となっています。現地を確認したところ、50年以上は経過しているヒノキ林でした。周辺も山林で、農地への復元は困難と思われます。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大淵地区7番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区7番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に、議案8ページの議第40号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。 鷹岡地区8番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ鷹岡地区8番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は大きく分けて3ヶ所あり、岩本山にある岩本製茶組合から西に300mくらいのところと、新東名高速道路の新富士インターチェンジのすぐ南のところ、県立吉原林間学園から南に100mほどのところにあります。申請者は代々専業農家の方で、今後も農業を続けていくとのことですが、ただ、お茶の価格が低迷していることもあり、ハウスでトマトを作り始めたとのこと。現地を確認したところ、ほとんどが茶畑で、一部は先ほどお話ししたようにハウスとなっていました。何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	鷹岡地区8番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区8番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。

会長

次に議案9ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案9ページ及び10ページをご覧ください。

報第57号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数3件。

次に議案11ページをご覧ください。

報第58号 取消願いの報告についてですが、譲渡人が亡くなったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和2年11月10日

農業委員会会長

同委員

同委員